

質問	回答 ※特定行政庁により取扱いが異なる場合がありますので、実際の計画地の特定行政庁に 相談をお願いします
工事着手が確認できる資料として、掘削工事や地盤改良工事の日付入り写真を準備しておくつもりですがその他どのような資料が考えられますか？	写真の他に工程表や自主検査記録等が考えられます。
(4)P109 仕様表の作成の項目で、地盤調査報告書の添付が記載されていますが、建物の解体等がある場合建築確認が下りる前に解体、調査が必要になるということでしょうか？少しリスクな感じがします。 (4)P184 Q&Aで基礎の鉄筋の説明がありましたが、構造計算等で安全性が確認できない限り、必ずフックが溶接が必要になるということでしょうか？	地盤調査については法改正による変更はありませんので、これまで同様設計時に調査をお願いします。（これまでは建築士の審査特例で確認申請図書に添付不要）調査方法等についてはマニュアルP116を参考にしてください。 フックについては国の質疑応答集が更新され、「主筋と補強筋の緊結方法については、個別具体の建築計画に応じて、設計者が適切に判断することとしています。このため、審査においては、緊結していることが確認されれば、具体的な緊結方法を審査する必要はありません。」との回答がされています。設計者の判断になりますが、フック付きでない場合、構造計算等の実施の上採用をお願いします。
（３）申請・審査マニュアル ２８Pの仕様表-1の１－２ 地盤調査（令第３８条）の中の地盤調査SWS試験結果添付みたいに記入がありますが、調査は必須ですか？用途によりますか？増築工事の場合はどうですか？調査は任意で設計者の判断で良いですか？	地盤調査については法改正による変更はありませんので、これまで同様設計時に調査をお願いします。（これまでは建築士の審査特例で確認申請図書に添付不要）増築の際にも基礎を設計する上で必要ですので、これまでと同様に調査をお願いします。調査方法等についてはマニュアルP116を参考にしてください。
完了検査申請が今まで馴染みがないもので どうゆう風に写真や書類を揃えれば良いかわかりません。参考になる一連の添付書類の一覧（写真を貼る雛型や実際の写真）はありますか？ 又、完了検査申請に特化した研修会等を予定されていますか？	写真については詳細マニュアルP158や建築構造審査・検査要領２０２２版P306を参考にしてください。また完了検査を申請する窓口にご相談ください。 研修会の予定はありません。
２）申請・審査マニュアル（ダイジェスト版） 仕様表１の中で １-２ 基礎の仕様で、地盤調査（令第38条）の内容を記入するところがありますが、増築工事の場合も必ず地盤調査を行い、調査結果を記入しなければならないということでしょうか？（又は用途により要不要？）調査は任意で設計者の目視等の判断でよろしいのでしょうか？	地盤調査については法改正による変更はありませんので、これまで同様設計時に調査をお願いします。（これまでは建築士の審査特例で確認申請図書に添付不要）増築の際にも基礎を設計する上で必要ですので、これまでと同様に調査をお願いします。調査方法等についてはマニュアルP116を参考にしてください。
（１）説明資料 P23～31 大規模の修繕や模様替えに該当しない工事において、工事中の変更・追加に伴って審査対象となる規模の工事になってしまった場合、どのタイミングで、どこまで手続きが必要になるのでしょうか？ 工事が完了してしまっている箇所も出てくるかと思いますが。	過半を超えることが想定される場合は、事前に特定行政庁にご相談をお願いします。 設計変更で、過半を超える修繕・模様替えになり確認申請が必要な場合、工事を中止し速やかに確認申請をお願いします。その場合、審査で不適合と判明した部分の適合させる工事が必要となることがないよう、あらかじめ法適合の確認をお願いします。
令和7年3月末の住宅新築の地盤改良工事（砕石杭）は法改正前の工事の着工になりますか？	地盤改良工事が開始された時点は着工にあたります。
入門編 p146のQ &Aに多雪地域の積雪荷重は考慮しないとありますが、鳥取県として北海道みたいに県独自の判断で多雪地域の積雪荷重を考慮する事を考えておられますか？	特段検討はしていません。
ご質問 （１）説明資料 P25・P26（講習会入門編） 【都市計画区域外】 半面的な屋根のふき替えでは無いが、部分的に野地板3㎡、垂木数本に傷みがあり取り換え補修する場合についても、２階建て（200㎡以内）の土蔵であれば、建築確認審査が、必要に該当するのでしょうか。（2号建築物：改築）	２階建てまたは200㎡を超える建築物の屋根の水平投影面積に占める割合が過半を修繕を行う場合、確認申請が必要です。 なお、改築は建築物を撤去し、同じ構造、同じ規模、同じ用途で建替えるもので、リフォームとは異なりますのでご注意ください。
(1)P105 階段の有効幅は壁の内々の寸法でよいでしょうか。側板付きの階段の場合は側板の内々になりますか？ (1)P140 (3)P119 べた基礎外周部の立ち上りの補強筋は、この図のように施工すれば、下の主筋も緊結していることになりますか？（かぎ状に折れ曲がっているから？） 令第73条で基礎梁は異形鉄筋ならフックなしでOKとはならないのでしょうか。	階段の有効幅は今回改正はありませんが、内々になります。 側板がある場合はその内々と考えますが、確認申請窓口に確認をお願いします。手すりがある場合は、手摺等の幅が10cmを限度としてないものとしてみなして算定します。 あくまでもマニュアルは例ですので、具体の計画は審査期間窓口に相談をお願いします。
完了検査の申請書類についてです 施工結果報告書：鳥取県では様式等定めていません とありますが、一番困るパターンのを要望だと思います。参考例などはないのでしょうか？ 又は、これからでも様式を定めて頂ければ、様式がバラバラで検閲するよりは、やり易いと思うのですが	県では施工結果報告書の提出自体を求めています。 申請書第4面により工事監理の状況を確認し、現場備え付けの品質管理記録や自主検査記録や工事写真等の確認を行うことになりますが、申請予定の窓口にご確認をお願いします。
説明資料 P68 大規模な修繕、大規模な模様替の着工は、どの時点でしょうか？ 「設備機器取外し」「主要構造部の解体」「足場組立」などでしょうか？	大規模な修繕・模様替えに該当する工事を着手する時点です。